

『家具転倒防止器具』の取り付け補助をご利用ください

●問合せ 防災課 内線207・208

地震による家具の転倒で、下敷きになる場合がありますが、『家具転倒防止器具』で **家具を固定すれば、命を守ることができます。** 本町では、『家具転倒防止器具』の設置補助を行っています。



<p>補助対象者・取付費用等</p> <p>※標準仕様以外の金具等の利用を要望される場合は、追加費用が必要です(詳しくはお問合せ下さい)。</p>	<p>【高齢者等世帯】 自己負担額 1,000 円で家具 5 台まで固定 <u>次のいずれかに当てはまる方(グループホーム入居者を除く)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上の方のみの世帯 ・ 障害者手帳の交付を受けた方がいる世帯 <p>【一般世帯】 自己負担額 5,000 円で家具 3 台まで固定 <u>上記【高齢者等世帯】以外の方</u></p>
<p>取付対象</p>	<p>タンス、書棚、食器棚、冷蔵庫等 ※電化製品(冷蔵庫以外)、仏壇は対象外です。</p>
<p>設置場所</p>	<p>居宅内 ※壁、柱、家具等に直接穴をあけ、ネジ止めして取り付けます。</p>
<p>施工業者</p>	<p><u>美浜町商工会登録業者</u></p> <p>①荒井建築 ②岩本建築 ③江本建築 ④加藤業務店 ⑤キシオカ ⑥畠建築 ⑦平野建築 ⑧広沢建設 ⑨森山建築</p>
<p>申込方法</p>	<p>いずれかの方法で申込できます。 ・ 防災課窓口(役場開庁日)での申込 ・ 郵送による申込 ・ 電話による申込</p>

<ブロック塀等の除去を補助します>

●問合せ 防災課 内線208

災害時、ブロック塀が崩れると、人が下敷きになる危険があります。また、倒壊したブロック塀が道路を塞ぐと、1分1秒を争う避難に遅れが生じます。災害時の安全を確保するため、本町ではブロック塀等を除去する工事に対して、補助を行います。

補助対象者 いずれの全てに該当する方

- ・ 道路に接する町内のブロック塀等(高さ 50 cm以上)を除去する方
- ・ ブロック塀等の所有者または管理者の方
- ・ 町税を滞納していない方

補助金額 いずれかの少ない金額

- ・ ブロック塀等の除去費用 × 2分の1
 - ・ 除去するブロック塀等 1 mあたり 1万円 × 2分の1
- ※1,000 円未満の端数は、切り捨てて計算します。

